

生産者の皆さんへ

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う “月次支援金”が創設されました!

月次支援金って?



- 経済産業省が実施する給付金で、令和3年4月以降に実施した緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の時短営業や外出自粛の影響を受けた事業者に対し、事業の継続支援を目的に給付。
- 農業者も含めた中小企業や個人事業主で、一定の要件を満たす方が対象。
- 給付の上限は、1か月あたり法人が20万円、個人事業主が10万円。

給付対象者の主な要件

- 以下の2つの要件を満たす方が対象です。

- ① 対象措置の地域内の飲食店等と反復継続して*直接取引している、または、対象措置の地域内のJA・卸に反復継続して*出荷している。
※『反復継続した取引』とは、2019年および2020年の同月のそれぞれの期間で複数回の取引を行っていることを言います。
- ② 令和3年4月以降の緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業または外出自粛等の影響により、2021年月間売上が2020年または2019年の同月比で50%以上減少している。

緊急事態宣言の影響による事業収入の減少とは認められない申請や、豊作による価格下落・不作による収穫量減少のみによる事業収入減少など、**宣言の影響に関係のない申請は給付対象外**となります。

給付額

- 上記要件を満たす方に対し、下記の算式で算出された額が給付されます。

(2019年または2020年の基準月*の売上)
-(2021年の対象月の売上)

*基準月は2021年の対象月と同月とする。

- ① 個人農家の場合(1か月の上限10万円)
- ② 法人の場合(1か月の上限20万円)

申請までの流れ

申請IDの発番

月次支援金ホームページにアクセス
URL:<https://ichijishienkin.go.jp/getsjishienkin/index.html>

① 『仮登録する』ボタンを押して、電話番号等を入力し、仮登録する

② 入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、本登録(マイページを作成)する

に登録による確認機関確認

③ 書類を準備し、JAに事前確認を依頼する

④ JAの確認を受ける
(当支援金は、JA等の登録確認機関による確認が必須です)

申請

⑤ ③で作成したマイページに連絡先や売上額などの情報を入力

⑥ ⑥の入力が終わったら、確定申告書等の必要書類を添付

「月次支援金」の登録確認機関による事前確認の受付期限について

月次支援金の登録確認機関(JA等)による事前確認の受付期限が、申請受付期間の最終日の3営業日前に確定したことが月次支援金事務局より連絡がありました。申請をされる方は下表の登録確認機関による事前確認の受付期限に留意して手続きをお願いいたします。

| 対象月 | 登録確認機関による事前確認の受付期限 | 申請受付期間 |
|------|--------------------|-------------------|
| 9月分 | 2021年11月25日 | 2021年10月1日～11月30日 |
| 10月分 | 2021年12月28日 | 2021年11月1日～1月7日 |

初めて申請する方は、JAなどの登録確認機関による事前確認が必要です。
申請IDを発番し、必要書類が整いましたら、下記JA相談窓口までお問い合わせください。

«JA相談窓口»

組織農政部 農政対策課 ●電話番号:93-8116(受付時間 9:00～17:00 土日、祝日除く)

当支援金の内容に関するお問い合わせは、下記相談窓口へお問い合わせください。

«月次支援金相談窓口»

●電話番号:0120-211-240(営業時間 8:30～19:00土日祝含む全日対応)